公益財団法人 ゴールドウイン西田東作スポーツ振興記念財団
2026年度助成金（2027年4月～2028年3月活動分）
助成金 募集要項

障がい者スポーツ支援事業（団体）

1, 趣旨・目的

障がい者スポーツの普及・振興及び競技力の向上を図り、以って障がい者の自立と社会参加を促すことにより、活力ある共生社会の創造に寄与することを目的とする。

2, 助成事業・成果目標

障がい者スポーツの競技人口増加と共生スポーツ社会の実践支援

■障がい者スポーツ競技人口の維持・増加

■スポーツを通じた共生社会の実現

3, 助成対象種目

障がい者スポーツ競技団体全般を支援し、特に競技種目の指定はしない。

但し、e-SPORTS は当年度においては対象外とする。

4, 助成対象団体

〇対象となる競技団体

（1）障がい者スポーツの振興を主たる目的とする公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、学校法人、およびスポーツ競技団体などで、法人格を保持する団体が望ましい

（2）上記以外の団体であっても以下の要件をそなえる団体（特定非営利活動法人など）

ア）定款に類する規約などを有していること

イ）団体の意思を決定し執行する組織が確立されていること

ウ）自ら経理し監査する等の会計組織を有していること

エ）団体活動の拠点として事務所を有していること

5, 助成対象経費

〇原則として助成目的を達成するための全ての経費が対象となります。

主に大会運営に関わる人件費・関連製作費、用具・備品購入費、講習会費、旅費交通費、宿泊費、施設利用費、など

●対象とならない経費

1. 飲食代

但し、合宿・遠征などで、参加者全員に対して、栄養・健康管理を目的とした食事・飲料を提供する場合は対象経費とする

2. 合宿や大会期間中の個別の食事代

但し、旅行パックや宿泊費とセットになっている食事代は対象経費とする

3. 招待大会開催時の参加者の交通費、飲食代

4. 協賛金的な性格を有するもの

5. 振込手数料、代引き手数料

6. その他、社会通念上助成金の使途としてふさわしくないもの

6, 助成額

1 団体あたり1事業申請のみ受け付ける

1 団体あたり 200 万円を上限とする

7, 選考の視点/選考基準

出願理由の明確性・成果目標の達成可能性

団体としての活動実績・成果

申請金額の合理性

将来性と波及効果

8, 申請期限・スケジュール

申請期限：2026 年 12 月 10 日(木)17：00

スケジュール

2026 年 10 月 26 日(月) 募集要項を財団ホームページで開示

2026 年 11 月 2 日(月)～12 月 10 日(木) 申請受付期間

2027 年 1 月末～2 月上旬 選考委員会で選考

2027 年 2 月末 財団理事会において承認

2027 年 3 月 1 日(月) 審査結果をメールにて連絡

2027 年 3 月 2 日(火)～19日(金) 助成受給の意思確認、必要書類のアップロード

2027 年 3 月 31 日(水) 助成金振込

2027 年 4 月 1 日～2028 年 3 月 31 日 申請事業活動期間

9, 申請方法

当財団ホームページ内専用フォーム https://www.goldwin-zaidan.or.jp/grant/から必要事項を登録、必要書類は同ページ指定画面よりアップロードにて提出

10, 申請に関する必要書類

(1)履歴事項全部証明書の写しまたは定款・規約

(2)申請団体の直近の決算報告書

※新規設立の場合は、事業計画書等事業概要がわかる資料

(3)参考資料・パンフレットの添付

＊必要書類に不足や不備があった場合は申請が無効となります。

11, 助成金交付決定後の助成内容の変更について

助成金は申請事由に基づき選考委員会の厳正な選考を経て交付されているため、原則当初の申請計画の通りにご使用ください。

ただし、やむを得ない理由で助成内容を変更する必要が発生した場合は、事前に事務局に相談し、許可を得る必要があります。

事前のご相談なく事業の変更、中止、または廃止が発覚した場合は、当財団は助成者に対して、助成金の一部もしくは全額の返還を求めることがあります。

12. 助成金交付決定後の取消、中止、および返還

助成金の交付が決定された者が、次のいずれかに該当したとき、またはその事実が判明したときは、本財団は助成金の交付決定を取消、交付を中止し、または既に交付した一部もしくは全部の返還を求めます

1 申請書に記載された活動を実施しなかったとき
2 助成金の支給目的に沿わない使途において使用したとき
3 申請書の内容に虚偽の記載が判明したとき
4 疾病、不慮の事故、災難などのために活動を継続する見込みがなくなったとき
5 助成対象者として適当でない事実があったとき
6 前各号のほか、理事会が適当でないと判断したとき

13, 活動終了時提出書類

提出期限 2028 年 5 月末日

対象団体は、助成対象期間終了後 2 か月以内（2028 年 5 月末日）に、以下の書類・情報 等を当財団専用ページ（URL 後日配信）にアップロードし、活動報告・領収書報告を完了させて下さい。

（アップロードや添付すべき書類・情報等は、以下参照）

■ 助成金額を充当した全ての経理の領収書コピー

（ただし、領収書を受領出来ないものは、請求書、見積書等、使用内容・金額がわかるものであれば可とする。領収書の宛名には助成団体名を記載したものを取得すること。）

■ 大会開催要項・プログラム・ポスターなどの制作物、WEB 告知など
■ 開催時の写真
■ 参加者名簿
■ その他活動状況を示す書類（任意）

14, お問い合わせ

お問い合わせは、当財団ホームページ内の「お問い合わせ」フォームをご利用ください。

質問内容をご入力の上、ご送信ください。

ホームページ： https://www.goldwin-zaidan.or.jp/

ご質問については、当財団ホームページの「よくあるご質問」をご参照ください。

よくあるご質問： https://www.goldwin-zaidan.or.jp/faq/